

多久小城医療企業団郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 本企業団が発注する建設工事及びこれに関連する業務以外の業務委託及び物品の製造、修理、購入、賃貸借の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札を郵便により行う場合（以下「郵便入札」という。）における入札その他の取り扱いについては、多久小城医療企業団会計規程（令和7年多久小城医療企業団企業管理規程第18号。）第72条の規定により準用する多久市財務規則（平成11年多久市規則第5号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(通知)

第2条 郵便入札の通知する事項は、規則第86条第1項各号又は第99条に規定するもののほか次の事項を通知等するものとする。

- (1) 多久小城医療企業団企業長（以下「企業長」という。）が提出を指定する書類
- (2) 入札回数
- (3) 第11条に規定する無効入札となる郵便入札の条件

(入札書)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、仕様書、図面、契約書の案、現場案内等（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、郵便入札書（様式第1号。以下「入札書」という。）を郵送しなければならない。この場合において、仕様書等について疑義があるときは、公告又は通知書に示した期間内において、関係職員に説明を求めることができる。

2 入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税対象者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た額を入札書に記載しなければならない。

3 入札書は、見積金額その他必要事項が記入され、届出印鑑（多久市または小城市に届出をしている印鑑をいう。以下同じ。）が押印されていないなければならない。

(郵送の方法等)

第4条 入札書及び第2条第1号の企業長が提出を指定する書類（以下「入札書等」という。）の郵送に要する費用は、入札参加者が負担するものとし、その郵送は、次の方法により行うものとする。

- (1) 一般書留郵便物又は簡易書留郵便物として郵送すること。
- (2) 封筒は、内封筒及び外封筒の二重封筒を使用すること。
- (3) 入札に付された1事業の入札書1枚につき、内封筒1枚を使用すること。
- (4) 入札書は、入札に付された事業名及び入札参加者の氏名を記入した内封筒にこれ届出印鑑で封印し、指定書類とともに外封筒に封入すること。
- (5) 外封筒の表は、入札書在中と朱書きし、裏は、入札を行う日時並びに入札参加者の氏名及び住所を記入すること。

2 入札書等の到着期限は、開札（入札書を開くことをいう。以下同じ。）の日の前々日（当該日が多久小城医療企業団の休日に関する条例（令和7年多久小城医療企業団条例第1号）第1条第1項に規定する企業団の休日に当たる場合にあつては、その直前の日）とする。

3 入札参加者は、地方自治法施行令（平成22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間入札代理人とすることはできない。

（見積内訳書）

第5条 入札参加者は、見積内訳書を提出しなければならない。なお、提出しない場合は失格とし、提出に当っては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 入札参加者は、入札金額に対応する見積内訳書を作成し、入札書と併せて内封筒に封入しなければならない。
- (2) 見積内訳書には、入札件名、あて名並びに入札参加者の住所・氏名を記載すること。
- (3) 見積内訳書の内容は、相当する項目ごとの金額等を表示したものとする。ただし、入札談合に関する情報を受けた場合における見積内訳書の内容は、各区分、種別及び細別に相当する項目ごとの数量、金額等を表示したものとすることができる。

（入札の辞退）

第6条 指名を受けた者又は入札参加資格を認められた者が郵便入札を辞退する場合は、入札書等の到着期限までに郵便入札辞退届（様式第2号）を契約管財係等に直接持参し、又は郵送しなければならない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に反する行為を行ってはならない。

（入札の取りやめ等）

第8条 規則第91条各号に規定するときは入札を中止とする。

2 到着期限までに入札書等が1通も到達しなかった入札及び全ての指名業者から郵便入札辞退届が提出された入札は、不調とする。

3 1者以上の応札があった入札は、有効なものとして取り扱う。

（入札書等の保管）

第9条 到着期限までに到着した入札書等は、外封筒を開封して内封筒を開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到着した入札書等は、撤回（第6条第1項の規定により辞退する場合を除く。）又は差替えをすることはできない。

（開札の立会い）

第10条 開札は、郵便入札開札立会申請書（様式第3号）を提出した入札参加者又は入札を事務としない企業団の職員（ただし、入札参加者の立会いの申請がないときに限る。以下これらを「立会人」という。）を立ち合わせて行なわなければならない。

2 立会人は、次のことを確認し、郵便入札立会人署名書（様式第4号）に署名するものとする。

- (1) 郵便入札参加者一覧と内封筒の氏名
- (2) 内封筒の封かん
- (3) 開札の状況、落札札及び無効札

(無効の入札)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 入札書等が到着期限に間に合わなかった場合
- (2) 入札書を内封筒に封入していない場合
- (3) 内封筒、入札書及び企業長が指定する書類に記入している入札に付された事業名が異なる場合
- (4) 入札書の金額、氏名及び印影が誤脱又は判読不可能であった場合
- (5) 入札書の文字及び記号が容易に消せる場合
- (6) 入札書の金額にアラビア数字を用いていない場合
- (7) 入札書の金額が訂正されていた場合
- (8) 参加資格のない者が入札を行った場合
- (9) 次のいずれかの見積内訳書が提出された場合
 - ア 入札額と一致しない場合（千円未満の端数処理を除く）
 - イ 見積もった額の合計から一括等で値引きした場合
 - ウ 記載すべき項目について記載がない場合
 - エ その他内容に誤りのある場合
- (10) 佐賀県暴力団排除条例施行規則（平成23年佐賀県公安委員会規則第7号）第3条に規定する暴力団等が入札を行った場合

(11) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した場合

2 前項第1号の規定にかかわらず、郵便事故その他入札参加者の責めに帰することができない事由であり、かつ、開札を行う日の前日（当該日が多久小城医療企業団の休日に関する条例第1条第1号に規定する企業団の休日に当たる場合にあつては、その直前の日）に到着した場合は、到着期限内に到着したものとみなす。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の範囲内で最低の金額をもって入札した者とする。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けた入札については、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 最低入札者が複数あるときは、くじ番号による決定方法（自動決定方式）により落札者を決定するものとする。

(再入札)

第13条 前条の規定により落札者がいない場合は、2回に限り再入札を行うことができる。

2 再入札を行うときは、第2条に規定するもののほか最低入札金額を通知するものとする。

3 第6条第1項の規定により辞退した者、無効入札をした者及び最低制限価格を設けた入札において最低制限価格に満たない価格の入札をした者は、再入札に参加することができない。

(落札しなかった者への通知)

第14条 企業長は、落札者と契約を締結した後速やかに、落札者以外の入札参加者に対し書面によりその旨を通知するものとする。

(入札の延期)

第15条 郵便事故その他天災が発生した場合は、郵便入札の延期又は取消しをすることができる。

(非常時の措置)

第16条 第8条及び前条の規定により郵便入札の中止、延期又は取消しをした場合、直ちに郵便入札参加者に連絡するものとする。この場合において、中止し、又は取り消したときの入札書等は、郵便入札参加者に返却するものとする。

(落札者の決定の取消し)

第17条 落札者の決定の日から契約締結の日の前日までの期間に、多久市または小城市から指名停止措置を受けたときは、落札者の決定を取り消すものとする。この場合において、本企业団は、一切の損害賠償の責を負わない。

(契約の保証)

第18条 落札者は、契約書の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

2 保証の提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 契約保証金(現金)の納付
- (2) 有価証券(利付国債に限る。)の提供
- (3) 銀行、発注者が確実と認める金融機関または保証事業会社の保証
- (4) 履行保証保険

(契約書提出期限)

第19条 契約書の提出期限は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 落札者は、落札決定の日から原則として5日(企業団の休日(多久小城医療企業団の休日に関する条例に規定する企業団の休日をいう。)は含まない。)以内の、発注者が掲げる日までに契約書を提出しなければならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、契約を締結しないことがある。

(異義の申立)

第20条 入札をした者は、入札後、この要綱及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則(令和8年6月1日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。